

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ
担当：参事(人事担当) 三 上
人 事 係 長 堀 井
電話 0 2 2 - 2 9 1 - 0 4 1 1

令和 7 年 5 月 3 0 日
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構函館医療センターにおいて、以下の非違行為があり、当該非違行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第7号の規定により懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	行為者は、病室内で食事介助中の同僚看護師に対し、背後から抱きつくなどのセクシャルハラスメントに該当する行為を行ったもの。
処分年月日	令和 7 年 5 月 3 0 日
処分量定等	(行 為 者) 国立病院機構函館医療センター 看護師 (30代) (処分量定) 減 給